

# 糸魚川市スポーツ協会補助金交付規程

## (目的)

第1条 この規定は、糸魚川市スポーツ協会（以下「本会」という。）の規約第3条及び第4条に基づき、加盟する団体の組織強化、競技力の向上及びスポーツの振興を図るため、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

## (補助金の交付)

第2条 次に掲げる事業経費に対し、補助金を交付する。

- (1) 加盟団体運営費
- (2) イベント事業運営費
- (3) ジュニアスポーツ育成団体運営費

## (補助対象経費)

第3条 総事業費から飲食、備品購入及び燃料に係る経費を除いた経費とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は別表の定めるところによる。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする加盟団体は、本会会長（以下「会長」という。）が定める補助金交付申請書に各事項を記載し、事業実施日の14日前までに会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他会長が定める書類

## (補助金の交付決定)

第6条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付の可否を決定する。

2 会長は、前項の場合において必要あるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

## (決定の通知)

第7条 会長は、前項の場合において必要あるときは、その決定の内容及びこれに付した条件を、また交付しない旨の決定をした場合において必要があるときは、その旨及び理由を補助金の交付を申請した加盟団体に通知するものとする。

## (実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた加盟団体は、補助事業を完了した日から30日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に必要な書類を添え、会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他会長が定める書類

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

平成27年4月7日一部改正する。

平成31年4月1日一部改正する。

令和6年4月1日一部改正する。

別表1（第4条関係）

## 糸魚川市スポーツ協会補助金

事業区分	事業内容	補助金額（上限）
(1) 加盟団体運営費 [学校は定額配当とする。]	評議員会への出席。本会主催・共催事業等への積極的な参加・協力を原則とする。	基本額+会員割額 (予算の範囲内)
(2) イベント事業運営費 〔学校体育団体は除く。 補助金交付申請書に 開催要項を添付。 実績報告で成果報告〕	① 市民スポーツ教室 ・団体が会員以外の市民を対象に教室を実施した場合 (年1回)	10,000 円
	② 交流イベント事業 ・団体が他市町村の団体と交流大会を実施した場合。 ただし、同市町村の場合は年1回とする。 ※他の補助事業が適用されるイベント等は対象外とする。	20,000 円
	③ 各種大会事業 ・団体が県大会以上の大会を主催または主管して開催する場合。	30,000 円
	④ 指導者（審判員）講習会等事業 ・団体が競技力（審判員の技術）の向上等を図るため、市外から講師を招いて講習会等を実施した場合。 (年1回)	20,000 円

※ 会員には、小・中・高校生は含まない。

## ジュニアスポーツ育成団体補助金

区分	活動内容	補助金額
スポーツ協会加盟の ジュニアスポーツ 育成団体 (学校体育団体は除く)	① 小・中学生5名以上を対象にスポーツの指導をし、スポーツ活動を通して心身の健全な育成と競技力の向上を目指している団体。(スポーツクラブ)	年額 10,000 円
	② 小・中学生10名以上を対象にスポーツの指導をし、スポーツ活動を通して心身の健全な育成と競技力の向上を目指している団体。(スポーツクラブ)	年額 20,000 円
	③ 小・中学生10名以上を対象に毎週2回以上スポーツの指導をし、スポーツ活動を通して心身の健全な育成と競技力の向上を目指している団体。(スポーツクラブ)	年額 25,000 円
	④ 小・中学生15名以上を対象に毎週1回以上スポーツの指導をし、スポーツ活動を通して心身の健全な育成と競技力の向上を目指している団体。(スポーツクラブ)	年額 30,000 円
	⑤ 小・中学生15名以上を対象に毎週2回以上スポーツの指導をし、スポーツ活動を通して心身の健全な育成と競技力の向上を目指している団体。(スポーツクラブ)	年額 40,000 円
	⑥ 小・中学生20名以上を対象に毎週1回以上スポーツの指導をし、スポーツ活動を通して心身の健全な育成と競技力の向上を目指している団体。(スポーツクラブ)	年額 50,000 円
	⑦ 小・中学生20名以上を対象に毎週2回以上スポーツの指導をし、スポーツ活動を通して心身の健全な育成と競技力の向上を目指している団体。(スポーツクラブ)	年額 60,000 円

※ 冬季スポーツ等活動期間の限定されるスポーツは、その期間を対象とする。

※ 補助金を受ける団体は必ずスポーツ安全保険等に加入すること。